

災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

前橋市（以下「甲」という。）と社会福祉法人群馬県社会福祉事業団（以下「乙」という。）は、災害発生時の避難生活において、高齢者、障害者、妊産婦及び乳幼児等のうち、何らかの特別な配慮が必要とする者で、一般の避難所での生活が困難な者（以下「災害時要配慮者」という。）を受け入れるための福祉避難所について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時、乙の運営する社会福祉施設内において、福祉避難所を設置し、災害時要配慮者等を当該避難所に避難させることにより、災害時要配慮者等が日常生活に支障なく避難生活を送ることができることを目的とする。

（福祉避難所）

第2条 福祉避難所は、次の施設とする。

社会福祉法人群馬県社会福祉事業団

特別養護老人ホーム明風園 前橋市亀泉町1番地26

（管理運営）

第3条 乙は、福祉避難所の設置運営にあつては、次に掲げる業務を履行するものとする。

- (1) 災害時要配慮者等への相談等に応じる介助員等の配置及び日常生活上の支援
- (2) 災害時要配慮者等の状況の急変等に対応できる体制の確保
- (3) 福祉避難所の設置運営に係る実績報告及び費用に係る請求

（管理運営の期間）

第4条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から原則7日以内とする。ただし、期間の延長が必要な場合は甲及び乙が協議の上、延長することができるものとする。

（費用負担）

第5条 甲は、乙に対し、福祉避難所の管理運営に要した費用であつて、次に掲げるものについて支払うものとする。

- (1) 介助員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む。）
- (2) 災害時要配慮者等に要する食費
- (3) その他生活必需品の購入等に要した費用

2 前項の定めによる経費の額は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（要配慮者等の受入）

第6条 甲は、福祉避難所での避難生活が必要であると判断した災害時要配慮者等を乙に依頼し、乙はこれを受入れるものとする。この場合において、災害時要配慮者等は、可能な限り家族等の協力を得て自身の責任において福祉避難所へ避難するものとする。

（個人情報の保護）

第7条 甲及び乙は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た災害時要配慮者等の個人情報を漏らしてはならない。

2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（権利義務の譲渡等の制限）

第8条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

（関係書類の保管）

第9条 乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、事業実施後5年間はこれを保管しなければならない。

（協定の解除）

第10条 甲は、乙がこの協定に基づく指示に違反したことにより、この協定の目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の2か月前までに、甲及び乙のいずれからも申し出がないときは、さらに1年間更新するものとし、以後も同様とする。

（疑義の解決）

第12条 この協定に定める事項その他業務上の必要な事項について疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上、解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者署名の上、各自1通を保有するものとする。

平成26年8月20日

甲 前橋市
代表者 市長

山本龍

乙 名称 社会福祉法人群馬県社会福祉事業団
代表者

理事長 井野佳一